

(設置)

第1条 郷土の歴史及び文化に関する資料(以下「資料」という。)の保存に努め、資料を調査、収集、研究及び展示するとともに、郷土に関する学習及び諸活動の場を提供することにより、先人の知恵や松江らしさについての理解、学術の向上を図り、もって本市の文化の発展に寄与することを目的として、松江歴史館(以下「歴史館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 歴史館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江歴史館	松江市殿町279番地

(事業)

第3条 歴史館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の保存に関すること。
- (2) 資料の調査、収集、研究及び展示に関すること。
- (3) 郷土の歴史及び文化についての学習支援に関すること。
- (4) 教育、学術又は文化に関する施設又は団体等と協力し、その活動を援助すること。
- (5) 歴史、文化及び観光についての情報を総合的に収集し、提供すること。
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、歴史館設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 歴史館に館長その他必要な職員を置く。

(開館時間及び供用時間)

第5条 歴史館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 歴史館の施設及び設備(以下「施設等」という。)で[別表第1](#)に掲げるもの(以下「有料施設等」という。)の供用時間については、午前9時から午後10時までとする。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、[前2項](#)に規定する開館時間及び供用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 歴史館の休館日は、毎週月曜日([国民の祝日に関する法律\(昭和23年法律第178号\)第3条](#)に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日)及び12月29日から翌年の1月1日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は歴史館の維持管理のため臨時に休館することができる。

(有料施設等の使用の許可)

第7条 有料施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、有料施設等の管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律\(平成3年法律第77号\)第2条第2号](#)に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 施設等又は歴史館が収蔵する資料(以下「収蔵資料」という。)を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (5) [前各号](#)に掲げる場合のほか、施設等又は収蔵資料の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、[第7条第1項](#)の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) [第7条第2項](#)の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) [前条各号](#)のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

2 [前項](#)の規定による使用の許可の取消し、使用の許可の条件の変更又は使用の停止により使用者に損害が生じることがあっても、市長は、これに対して賠償の責任を負わない。

(特別利用の許可)

第10条 収蔵資料の熟覧、撮影及び借用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、収蔵資料の管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付すことができる。

(特別利用の制限)

第11条 特別利用の制限については、[第8条](#)の規定を準用する。この場合において、[同条](#)中「有料施設等の使用」とあるのは「特別利用」と、[同条第3号](#)中「継続使用」とあるのは「継続利用」と、「他の使用」とあるのは「他の利用」と読み替えるものとする。

(特別利用の許可の取消し等)

第12条 特別利用の許可の取消し等については、[第9条](#)の規定を準用する。この場合において、[同条第1項](#)中「第7条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「使用」とあるのは「特別利用」と、[同項第2号](#)中「第7条第2項」とあるのは「第10条第2項」と、[同条第2項](#)中「使用」とあるのは「特別利用」と読み替えるものとする。

(遵守事項)

第13条 歴史館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 館内外を不潔にしないこと。
- (4) 定められた場所以外には出入りしないこと。
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認め、指示した事項に従うこと。

(入館の制限)

第14条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 施設等又は収蔵資料を損壊するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける行為をする者
- (3) [前2号](#)に掲げる者のほか、施設等又は収蔵資料の管理上支障があると認められる者

(使用权の譲渡等の禁止)

第15条 使用者又は[第10条第1項](#)の規定により特別利用の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、当該使用又は特別利用(以下「使用等」という。)の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(観覧料)

第16条 歴史館で展示する資料を観覧しようとする者は、[別表第2](#)に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の割引)

第17条 [前条](#)の観覧料は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、割り引くことができる。

- (1) 他の施設等の管理者と共同で発行する共通割引券等を利用して観覧する場合
- (2) [前号](#)に掲げるもののほか、歴史館の観覧を促進するために特に必要と認める場合
- 2 [前項](#)の規定による割引は、5割を限度として行うものとする。
- (使用料及び特別利用料)
- 第18条 使用者は、[別表第1](#)に定める使用料を、[第10条第1項](#)の規定により特別利用の許可を受けた者は、[別表第3](#)に定める特別利用料を、それぞれ納付しなければならない。
- 2 [前項](#)の使用料又は特別利用料は、使用等の許可のときに徴収する。ただし、国又は地方公共団体が使用又は特別利用するときは、使用又は特別利用後に納入することができる。
- (観覧料等の減免)
- 第19条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、観覧料、使用料又は特別利用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる。
- (観覧料等の不還付)
- 第20条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (原状回復の義務)
- 第21条 使用者等は、その使用等が終了したとき、又は使用等の許可を取り消されたときは、直ちに当該有料施設等又は収蔵資料を原状に回復しなければならない。
- (損害賠償)
- 第22条 故意又は過失により施設等又は収蔵資料を破損し、滅失し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (指定管理者による管理)
- 第23条 歴史館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。
- (指定管理者が行う業務)
- 第24条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 有料施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 観覧料等の徴収に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、歴史館の管理運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務
- (指定管理者に係る読替え等)
- 第25条 指定管理者が歴史館の管理を行う場合における[第5条](#)から[第9条](#)まで、[第13条](#)及び[第14条](#)の規定の適用については、[第5条第3項](#)、[第6条](#)から[第8条](#)まで、[第9条第1項](#)、[第13条第5号](#)及び[第14条](#)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、[第5条第3項](#)及び[第6条](#)中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、市長の承認を得て」と、[第9条第2項](#)中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。
- (運営協議会)
- 第26条 [博物館法\(昭和26年法律第285号\)第23条第1項](#)の規定に基づき、歴史館に松江歴史館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 [前各項](#)に定めるほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)
- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。
- (供用開始)
- 2 歴史館は、教育委員会が別に定める日から供用を開始する。
- 附 則(平成24年3月27日松江市条例第16号)
- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則(平成25年12月20日松江市条例第60号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年12月19日松江市条例第66号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の松江歴史館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(令和2年3月26日松江市条例第7号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- (松江歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行前に前項の規定による改正前の松江歴史館の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定によりなされた許可は、市長がしたものとみなす。
- 5 この条例の施行前に附則第3項の規定による改正前の松江歴史館の設置及び管理に関する条例第26条第2項の規定により委員に委嘱された者で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に当該委員の任期に残任期間があるものは、施行日に附則第3項の規定による改正後の松江歴史館の設置及び管理に関する条例第26条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、改正後の松江歴史館の設置及び管理に関する条例第26条第4項の規定にかかわらず、残任期間とする。
- 附 則(令和2年3月26日松江市条例第34号)
- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則(令和5年3月31日松江市条例第6号)
- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則(令和6年10月9日松江市条例第62号)
- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 別表第1(第5条、第18条関係)

区分	使用料					
	午前 (9：00～13：00)	午後 (13：00～17：00)	夜間 (18：00～22：00)	午前・午後 (9：00～17：00)	午後・夜間 (13：00～22：00)	全日 (9：00～22：00)
企画展示室	14,980円	14,980円	16,890円	22,470円	29,960円	37,450円
歴史の指南所(半分)	4,080円	4,080円	5,040円	6,400円	8,310円	10,080円

歴史の指南所(全面)	8,030円	8,030円	9,800円	12,660円	16,340円	19,750円
暮らしの大広間(㎡)	270円	270円	270円	410円	410円	540円
暮らしの大広間(全面)	10,620円	10,620円	12,940円	18,250円	22,740円	30,370円
ホール(㎡)	270円	270円	270円	410円	410円	540円
復原茶室	16,340円	16,340円	18,380円	24,510円	32,680円	40,860円
濡れ縁	1,770円	1,770円	2,040円	2,720円	3,400円	4,360円
暮らしの庭(㎡)	50円	50円	50円	70円	90円	110円
復原長屋全棟	20,020円	20,020円	22,470円	29,960円	40,040円	49,980円
復原長屋北棟	10,080円	10,080円	11,300円	14,980円	20,020円	25,060円
復原長屋南棟	10,080円	10,080円	11,300円	14,980円	20,020円	25,060円
復原長屋中間部屋のみ	5,040円	5,040円	5,720円	7,490円	10,080円	12,530円

- 備考
- 1 営利を目的として使用する場合は使用料は、この表に定める使用料の10割相当額を加算する。
 - 2 営利を目的としないが、入場料その他これに類する料金を徴収して各施設を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割相当額を加算する。
 - 3 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間当たりの算出料金(午後5時から午後6時までのときは、夜間1時間当たりの算出料金)を加算する。ただし、この場合において、超過時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。
 - 4 前3号の規定により算出した使用料に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

別表第2(第16条関係)

区分		観覧料	
		個人	団体(20人以上)
基本展示 (1人1回につき)	大人	700円	560円
	小人	350円	280円
企画展示 (1人1回につき)		その都度、市長が定める額	
年間観覧 (1人1年につき)	大人	2,100円	
	小人	1,050円	

- 備考
- 1 企画展示とは、基本展示以外の展示で、期間を限定した特別の企画に基づくものをいう。
 - 2 基本展示と企画展示を同日中に観覧しようとする者の基本展示の観覧料の額は、この表に定める額の5割を限度として割り引くことができる。
 - 3 前号の規定により算出した観覧料に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
 - 4 大人とは、中学生、小学生及び未就学児以外の者をいう。
 - 5 小人とは、小学生及び中学生をいう。
 - 6 未就学児は、無料とする。
 - 7 年間観覧は、基本展示及び企画展示について回数に制限なく観覧することができる。

別表第3(第18条関係)

区分		特別利用料
熟覧(1点1日につき)		2,094円
写真撮影(1点1回につき)		2,617円
映画、ビデオ撮影(1点1回につき)		6,285円
借用	原板(1点1回につき)	2,094円
	資料(1点1回につき)	31,427円